

外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について

平成13年8月10日財関第651号

改正 平成29年6月30日財関第868号

改正 令和5年12月15日財関第1211号

標記のことについて、別紙1「外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制について」のとおり農林水産事務次官から協力依頼があったので、下記の事項に留意のうえ実施することとされたい。また、別紙2「外国人漁業の規制に関する法律の運用について」のとおり水産庁長官から連絡があったので、了知されたい。

なお、この通達の実施に伴い「外国人漁業の規制に関する法律の施行について」（昭和42年10月23日付蔵関第1071号）及び「外国人漁業の規制に関する法律の運用について」（昭和43年5月31日付蔵関第586号）は、廃止する。

記

1. 外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号。以下「法」という。）第4条及び第4条の2の規定による寄港の許可等の規制並びに法第6条の規定による漁獲物等の転載等の禁止に係る違反事実を、入港尋問又は海上パトロール等により税関が発見した場合には、速やかにその旨を水産庁及び海上保安庁又はその部署に通報するものとする。
2. 法第4条の規定による農林水産大臣の寄港許可を必要とする外国漁船が当該許可を受けずに入港し、関税法（昭和29年法律第61号）第23条（船用品又は機用品の積込等）の規定により当該外国漁船への船用品積込みの申告が行われた場合には、税関は水産庁及び海上保安庁又はその部署にその旨を通報するとともに、都道府県からの寄港許可の通報をまって承認を行うものとする。なお、法第4条第1項第1号の行為に該当する船用品（人命の安全を保持するために必要最小限の食糧品等）の積込みのみを目的とする寄港については、同条の許可を要しないので留意する。

(別紙1)

12水管第2833号

平成13年7月5日

財務事務次官 殿

農林水産事務次官

外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制について

外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号。以下「法」という。）に基づく取締り等については、法の制定以来、関係省庁等の御協力をいただき、連携して取り組んできたところであるが、今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）による法の一部改正、外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和42年農林省令第50号）の一部改正等に伴い、「外国人漁業の規制に関する法律の施行について」（昭和42年10月12日付け42水漁第7470号農林事務次官通知）を廃止し、新たに、別記のとおり、法に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制について定めたので、御了知の上、今後とも法に基づく取締り等における協力をよろしく願います。

〔別記〕

外国人漁業の規制に関する法律に基づく；取締り等における関係省庁等の連絡体制について

第1 法第3条に基づく漁業等の取締りにおける関係省庁等の連絡体制

本邦の領海及び内水において、日本の国籍を有しない者及び外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又は外国法に基づいて設立された法人その他の団体が行う漁業、水産動植物の採捕（漁業に該当するものを除き、漁業等付随行為を含む。）、採捕準備行為又は探査（以下「漁業等」という。）は、法第3条において禁止されている。

法第3条に基づく漁業等の取締りに当たっては、関係省庁等の連携が不可欠であることから、次のとおり、相互に連絡を行うものとする。

- 1 海上保安庁又はその部署は、違反している船舶の捜査を行ったときは、原則として、水産庁又は都道府県にその旨を通報するものとする。
- 2 都道府県は、違反している船舶を発見し、若しくは確認をし、又は他の関係機関からこれに関する通報を受けたときは、速やかに水産庁に報告するとともに、必要に応じて海上保安部署に通報するものとする。

第2 法第4条に基づく寄港の許可等の運用等における関係省庁等の連絡体制

外国漁船の船長（船長に代わってその職務を行う者を含む、以下同じ。）は、当該外国漁船を本邦の港に寄港させようとするときは、原則として、農林水産大臣の許可を受けなければならないこととされている（法第4条第1項）。

ただし、外国から積み出された漁獲物等の陸揚げ等や外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和42年政令第325号。以下「令」という。）第2条による、特定輸入承認に係る漁獲物等の陸揚げを目的とする寄港については、許可を必要としないこととされている。

また、上記にかかわらず法第4条の2に規定する、特定漁獲物等の本邦への陸揚げ、又は他の船舶への転載を目的とするものについては、外国漁船の船長は当該外国漁船を本邦の港に寄港させてはならないこととされている。

さらに、法第4条第1項又は第4条の2に違反して外国漁船の船長が当該外国漁船を本邦の港に寄港させていると認める場合は、農林水産大臣は、当該船長に対し、当該外国漁船を当該本邦の港から退去させるべきことを命ずることができることとされている（法第5条）。

法第4条から第5条までの規定に基づく寄港の許可等の適切な運用等を図るためには、関係省庁等の連携が不可欠であることから、次のとおり、相互に連絡を行うものとする。

- 1 水産庁は、法第4条の寄港の許可をしたときは、当該許可に係る港を管轄する都道府県にその旨を通報するものとし、当該通報を受けた都道府県は税関及び海上保安部署にその旨を通報するものとする。
- 2 特定輸入承認については、特定輸入承認の表示に関する省令（昭和43年農林省、通商産業省令第3号）によるもののほか、その事務的取扱いについては、次によるものとする。
 - (1) 特定輸入承認を受けたことの確認は、輸入承認証（特定輸入承認の表示に関する省令に基づき輸入承認申請書の条件欄に当該特定輸入承認に係る漁獲物等の本邦への陸揚げが我が国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものである旨が記入されているものをいう。以下同じ。）により行うものとする。
 - (2) 経済産業省は、令第2条に基づき特定輸入承認を行ったときは、当該特定輸入承認を受けた者がその旨を水産庁及び海上保安庁に届け出るよう指導するものとする。
 - (3) 水産庁は、特定輸入承認を受けた者に対し輸入承認証の写しの提出を求めるものとする。
 - (4) 水産庁は、輸入承認証の写しの提出があったときは、都道府県に通報するものとし、当該通報を受けた都道府県は、当該許可に係る港を管轄する税関及び海上保安部署にその旨を通報するものとする。
- 3 税関は、関税法（昭和29年扶律第61号）第23条により、船用品の積込み申告の申請を受けた場合、当該積込みを目的とする寄港について農林水産大臣の許可を要するもので当該許可を受けていない船舶が申告を行ったときは、水産庁、都道府県又は海

上保安庁若しくはその部署にその旨を通報するものとする。

また、税関は、法第4条又は法第4条の2に違反して寄港している外国漁船を発見したときは、水産庁、都道府県又は海上保安庁若しくはその部署にその旨を通報するものとする。

4 海上保安庁又はその部署は、法第4条又は法第4条の2に違反して寄港している外国漁船の捜査に着手したときは、水産庁又は都道府県のほか税関及び地方入国管理局（支局及び出張所並びに支局の出張所を含む。以下同じ。）にその旨を通報するものとし、当該通報を受けた地方入国管理局は、当該外国漁船の乗組員の本邦への上陸に関し、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の運用によってこれを規制するものとする、

5 都道府県は、法第4条又は第4条の2に違反している外国漁船を発見し、若しくは確認をし、又は他の関係機関からこれに関する通報を受けたときは、第1の2に準じて報告等を行うものとする。

6 法第5条に基づく退去命令を発する場合には、水産庁は、あらかじめ、海上保安庁及び当該船舶が寄港している港を管轄する税関にその旨を通報するものとする。

ただし、次に掲げる場合その他海上保安庁又は税関から退去命令の執行の一時見合わせの要請があった場合には、その執行は適当な期間これを見合わせるように配慮するものとする。

ア 本法上の罪又はそれ以外の罪に関し被疑者等の関係人の取調べその他証拠保全のため必要であるとき。

イ 当該外国漁船が本法上の罪又悼それ以外の罪に関し没収刑を科される見込みが大であるとき。

第3 法第6条に基づく漁獲物等の乾我等の取締り等における関係省庁等の連絡体制

外国漁船等による漁獲物等の転載等については法第6条により禁止されているが、当該漁獲物等が特定輸入承認に係るものである場合のほか我が国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないと認めて農林水産大臣が許可した場合は、適用しないこととされている（令第3条）。

法第6条に基づく漁獲物等の転載等の取締り等に当たっては、関係省庁等の連携が不可欠で、あることから、水産庁、海上保安庁若しくはその部署、都道府県又は税関は第1並びに第2の1、3及び4に準じて相互に連絡を行うものとする。

(別紙2)

外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制について

平成13年7月5日12水管第2833号
改正 平成27年2月4日26水管第2208号
改正 平成28年8月9日28水管第939号
改正 平成29年1月18日28水管第1857号
改正 令和2年11月26日2水管第1646号
改正 令和5年6月8日5水管第692号

[別紙写し]

外国人漁業の規制に関する法律の運用について

外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号。以下「法」という。）の運用に関して、「外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制について」（平成13年7月5日付け12水管第2833号農林水産事務次官通知）によるほか、平成13年7月5日付け12水管第2832号水産庁長官通知により運用を行なっているところであるが、今般、法施行令の一部改正に伴い、26水管第2208号水産庁長官通知については、下記の通り改正することとしたので、貴管下関係機関及び関係者に対し周知徹底を図られるとともに、上記法令の運用に御協力をお願いする。

記

第1 漁業等の禁止

1 規制措置

本邦の領海及び内水において、日本の国籍を有しない者（適法に我が国に在留する者で、農林水産大臣の指定するものを除く。）及び外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又は外国法に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国人」という。）が行う漁業、水産動植物の採捕（漁業に該当するものを除き、漁業等付随行為を含む。以下同じ。）、採捕準備行為又は探査（以下「漁業等」という。）は、原則として、禁止される（外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号。以下「法」という。）第3条）。この場合

- (1) 漁業等を行う主体には、営業主のみならず、漁ろう作挙について指揮命令をください船長及び漁ろう長も含む。
- (2) 法第3条第2号の「その他の団体」とは、いわゆる権利能力なき社団のような法人に準ずるような団体を指す。
- (3) 試験調査の目的であっても、漁ろう行為を反復的継続的に行う場合であれば、漁業

に含まれる。

- (4) 法第3条による規制の対象となる外国人が行う漁業等は、使用する船舶の船籍を問わない。

2 適用除外

- (1) 次のいずれかに該当する水産動植物の採捕で、ア、イ及びエ（ただし、エにあっては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限る。）にあっては総トン数3トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に本邦に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数3トン以上の日本船舶によって行うもの、ウにあっては船舶によらないで行うものは、軽易な水産動植物の採捕であるので、法第3条による規制の対象にはならない（外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和42年農林省令第50号。以下「規則」という。）第2条）。

ア さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）による水産動植物の採捕

イ たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕

ウ 投網による水産動植物の採捕

エ ひき縄づりによる水産動植物の採捕

- (2) 適法に本邦に在留する者のうち次のいずれかに該当する者が漁船法（昭和25年法律第178号）の登録を受けた漁船及び総トン数1トン未満の無動力漁船で日本船舶であるものを使用して漁業を営む場合並びに日本船舶により水産動植物の採捕を行う場合は、法第3条の規制措置の適用を除外される（平成17年5月6日農林水産省告示第857号）。

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者（同告示第1号）。

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の教授若しくは留学の在留資格をもって在留する者（本邦において行う同表の当該在留資格の項の下欄に掲げる活動が漁業又は水産動植物の採捕に関するものである者に限る。）又は技術・人文知識・国際業務、技能、研修若しくは特定活動の在留資格をもって在留する者（本邦において行う同表の当該在留資格の項の下欄に掲げる活動が漁業又は水産動植物の採捕に関するものである者に限る。）（同告示第2号）

ウ 出入国管理及び難民認定法別表第2の永住者の在留資格をもって在留する者、日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者（日本人の民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者に限る。）又は永住者の配偶者等の在留資格をもって在留する者（永住者の在留資格をもって在留する者の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者に限る。）（同告示第3号）。

3 罰則

- (1) 法第3条の違反操業で採捕された漁獲物等及びその操業に供された船舶、漁具その他漁業等の用に供される物で犯人が所有し、又は所持するものは、没収の対象とすることができる（法第9条第2項）
- (2) 外国人の漁業者に雇われた日本人の船長又は漁ろう長が操業を行った場合には、外国人が法第3条違反に問われるとともに、行為者である日本人も両罰規定により処罰の対象とされる（法第10条）。

第2 寄港の許可等

1 規制措置

外国漁船の船長（船長に代わってその職務を行う者を含む。以下同じ。）は、当該外国漁船を本邦の港に寄港させようとするときは、原則として、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

- (1) 法第2条第7項第1号の「漁ろう設備」には、固定的な装備のみならず、可動的な漁具等も含まれる。この意味での漁ろう設備を有する船舶であれば、その船舶が通常漁業に従事しているか否かは問わず、法第4条の寄港許可制度の対象となる、
- (2) 法第2条第7項第2号の「漁業の用に供され、又は漁場から漁獲物等を運搬している船舶」とは、漁業者が行う漁業活動（漁ろうのみならず、資紘及び漁獲物等の運搬、魚群・探索等漁ろうに密着したすべての付随活動を含む。）のために運航されている船舶又は漁場で漁獲物等を積み込み、輸送する過程にある船舶をすべて含む。

なお、これらの要件に該当するかどうかの判断は、船舶の通常の使用に基づいて判断するのではなく、その時点における用途によって判断される。従って、たとえば、商船であっても、漁場で漁獲物等を積み込み、輸送する過程にあるものは、外国漁船となる。

その商船がいったん漁獲物等を陸揚げして外国漁船に該当しなくなった後においては、漁獲物等と同時に積載していた漁獲物等以外の貨物の陸揚げ、輸出用貨物又は燃料、飲食物その他の船用品の積み込み、船体、機械器具等の補修、船員の上陸等を行っても、法第4条違反とはならない。

- (3) 外国人漁業の規制に関する法律第2条第7項の農林水産大臣の指定する船舶を定める件の廃止（平成29年1月5日農林水産省告示第10号）により、外国人漁業の規制に関する法律第2条第7項の農林水産大臣の指定する船舶を定める件（平成17年5月6日農林水産省告示第856号）が平成29年2月3日限りで廃止されたことに伴い、平成29年2月4日以降、以下の船舶は外国漁船に含まれる

ア 船舶法（明治32年法律第46号）第1条第3号及び第4号に掲げる法人以外の日本法人が所有する船舶

イ 船舶法第1条第1号若しくは第2号に掲げる者又は日本法人が借り受け、又は国内の港から外国の港まで回航を請け負った船舶

- (4) 新造又は中古漁船を輸出する場合、通関と同時に在日大使館等から当該漁船の仮国

籍を取得して、船用品等を横み込もうとするときは、法第4条の寄港許可を受けなければならない。

なお、日本人若しくは日本法人が国内の港から外国の港まで回航を請け負った船舶は、従来、外国人漁業の規制に関する法律第2条第7項の農林水産大臣の指定する船舶を定める件（平成17年5月6日農林水産省告示第856号）に基づき、法第4条に基づく許可を受ける必要はなかったが、外国人漁業の規制に関する法律第2条第7項の農林水産大臣の指定する船舶を定める件の廃止（平成29年1月5日農林水産省告示第10号）により平成17年5月6日農林水産省告示第856号は平成29年2月3日限りで廃止されたことに伴い、平成29年2月4日以降、法第4条に基づく許可が必要となる。

- (5) 寄港許可の申請は、船長が行うこととされているが（規則第3条）、船長が申請できない場合は、本邦在住の輸入業者等による代理申請を行っても差し支えない。

寄港許可の申請は、一般的には寄港の前に行うものであるが、許可の適用除外で寄港した船舶が適用除外とされている行為以外の行為をしようとするとき、又はある行為につき寄港許可を受けて寄港した場合において当該許可行為以外の行為を行おうとするときは、その時点であらたにその行為に関し許可の申請をしなければならない。

- (6) 外国貿易船である外国漁船が不開港に入港する場合には関税法（昭和29年法律第61号）第20条の税関長の許可が、また、外国漁船が不開港場に寄港する場合には船舶法第3条の特許があわせて必要であるから、留意されたい。

2 適用除外

- (1) 海難を避け、又は航行若しくは人命の安全を保持するため必要な行為をすることのみを目的として寄港させようとするときは、寄港の許可は必要とされない（法第4条第1項第1号）。

ア 「海難を避けるため必要な行為」とは、悪天候その他の災害による海難を避けるために港内に待避停泊し、若しくは係留する行為又は乗組員の上陸避難等の行為をいう。

イ 「航行の安全を保持するための必要な行為」には、船体又は船用機関の修繕を含む。また、漁そうその他の漁ろう設備の修繕であっても、当該施設が船体と一体をなしており、船体等の修繕と不可分であるもの及びそれに附帯する行為を含む。

しかし、船舶の安全性と無関係に改修して漁業効率を向上させる行為は含まれない。

なお、この場合の「附帯する行為」とは、船体又は船用機関の修繕のために必要な漁獲物等の仮陸揚げ若しくは他の船舶への仮転載又は修繕に関連し必要な燃料、資材、飲食物その他の船用品の積み込み若しくは乗組員の上陸等をいう、

ウ 「人命の安全を保持するために必要な行為」とは、病人等を入院させるための上陸、医師の乗込み、薬剤等医療品及び救命設備の積み込み等をいう。

- (2) いったん外国の港又は領海内に入り、そこからあらためて積み出された漁獲物等については、漁業活動との関係がないので、その陸揚げ又は転載の沈めの寄港は、寄港許可制度の適用除外とされる（法第4条第1項第2号）。

ア 外国積出漁獲物等に該当するかどうかは、原則として、積出国の政府機関が発行する添付書類によって判断する。添付書類の記載事項は、外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和 42 年政令第 325 号。以下「令」という。）第 1 条に定めている。

しかし、所定の書類が添付されていても、別の証拠によって外国から積み出されたものでないことが明らかであるときは、当該漁獲物等の陸揚げ等は、寄港許可制一度の適用除外とはならない。

イ 令第 1 条の「政府機関」には、積出国の中央政府のほか、中央政府から授權を受けている地方行政庁を含む。

ウ 法第 4 条第 1 項第 2 号の「外国積出漁獲物等の陸揚げ」には、陸揚げのために必要な漁獲物等の他の船舶への転載、陸揚げ用資材等の船用品の積み込み、陸揚げ期間中の乗組員の上陸等の行為も含まれる。

- (3) 海面を船積地域とする漁獲物等であってその輸入につき輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）第 4 条第 1 項第 2 号の輸入承認を必要とするものについて、経済産業大臣が農林水産大臣と協議し、その結果に基づきその漁獲物等の陸揚げが我が国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものである旨を明らかにして輸入承認をしたときにおける当該輸入承認に係る漁獲物等の陸揚げを目的とする寄港については、寄港の許可は必要ではない（令第 2 条）

3 特定漁獲物等の陸揚げ又は転載を目的とした寄港の禁止

- (1) 特定漁獲物等（外国漁船による、その本邦への陸揚げ等によって我が国漁業の正常な秩序の維持に支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められる漁獲物等で政令で定めるもの。）の本邦への陸揚げ又は転載を目的とした外国漁船の本邦の港への寄港については、法第 4 条の規定にかかわらず禁止される（法第 4 条の 2）。
- (2) 特定漁獲物等の範囲は、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（我が国が締結した条約その他の国際約束により設けられたものに限る。）により我が国が本邦の港への寄港の禁止その他の必要な措置を講ずることが必要である旨が決定された船舶であって、その活動によって水産資源の適切な保存及び管理に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして農林水産大臣の指定するものが積載した漁獲物等（当該船舶から他の船舶に転載されたものを含む。）とされる（令第 3 条）。具体的には、地域漁業管理機関等が作成する IUU（違法、無報告、無規制）リストに登録された船舶であって、外国人漁業の規制に関する法律施行令第 3 条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の指定する船舶を定める件（平成 28 年農林水産省告示第 1496 号）で農林水産大臣の指定する船舶が積載等した漁獲物等が対象となる。
- (3) なお、「当該船舶から他の船舶に転載されたものを含む。」とは、農林水産大臣の指定する船舶から直接転載する場合だけでなく、一度陸揚げ等したものを間接的に転載する場合も含むものである。

4 退去命令

法第5条の退去命令制度は、法第4条又は法第4条の2の寄港許可制度と照応する制度であり、法第4条又は法第4条の2の違反がある場合に、司法処分と並んでその違法状態を解消し、秩序を回復するために、行政処分としての退去命令を発することができるものとされているものである（法第5条）。

5 罰則

- (1) 法第4条又は法第4条の2に違反して寄港し、漁獲物等の陸揚げ又は漁具その他漁業等の用に供される物の積込みをしたときは、船舶及び陸揚げ又は積込みに係る漁獲物、又は漁具その他漁業等の用に供される物で違反寄港をさせた船長又はその職務代行者が所有し、又は所持するものは、没収の対象とすることができる（法第9条第2項）。
- (2) 法第5条の退去命令にそむいて港外退去を行わない外国漁船については、法第9条第1項第3号で取り締まることとなるが、同時に、その船舶は没収の対象とすることができる（法第9条第2項）。

第3 漁獲物等の転載等の禁止

1 規制措置

法第6条第1項から第4項までは、漁獲操業の典型的な附随行為である漁獲物等の転載等につき、領海及び内水内における外国漁船等によるもめを禁止する。

また、法第6条第5項は、外国漁船以外の船舶（漁船法第2条第1項に規定する漁船を除く。）の船長が、特定漁獲物等については、法第6条第3項及び第4項の規定により陸揚げしてはならない場合に該当しない場合においても、これを漁港（漁港法（昭和25年法律第137号）第2条に規定する漁港をいう。）において陸揚げし、又は漁港区（港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により指定された漁港区をいう。）へ陸揚げを行うことを禁止するものである。

- (1) 法第6条第1項から第4項までにおいて、転載又は積込みの擦にはしけを利用する場合は、そのはしけの利用を含めて一括して転載又は積込みとしてとらえる。
- (2) 法第6条において規制の対象を船長としているのは、船長が乗組員等に転載を命じ、実際の積換え作業は乗組員等が行う場合に、船長が処罰の対象となる趣旨である。

2 適用除外

法第6条の規制の適用除外となるものは、次のとおりである。

- (1) 外国積出漁獲物等の転載等（法第6条第1項から第3項まで）
 - ア 外国積出漁獲物等に該当するかどうかは、第2の2の(2)に準じ措置するものとする。
 - イ 外国漁船から積み込まれたかどうかの認定にあたって、積出国の政府機関により発行された積出証明のあるものは、当然適用除外となるが、それ以外でも、検査協会等信用ある民間機関の証明書、積荷目録等により、陸上の倉庫等から積み込まれたことが立証されれば、法第6条第3項は適用されないものとして取り扱う。
- (2) 第2の2の(3)に規定する特定輸入承認に係る漁獲物等の転載等（令第3条第1号）
- (3) 漁獲物等の転載等で我が国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとしないこと

認めて農林水産大臣が許可した場合（令第3条第2号）

3 罰則

法第6条に違反して転載等を行った船舶及び漁獲物等は、没収の対象とすることができる。（法第9条第2項）。

第4 立入検査

1 規制措置

漁業監督官又は漁業監督吏員は、法の施行のため必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる（法第6条の2第1項）。

なお、法の規定に基づき検査を行う場合には、漁業法（昭和24年法律第267号）第128条第3項の規定は適用しない（法第6条の2第2項）。

また、法の規定による権限は、犯罪捜査のために行うことは認められたものと解釈してはならない（法第6条の2第3項）。

(1) 「漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等」とは、検査・質問の場所を例示したものであって、実施場所を限定するものではないが、質問をなし得る場所は、実際に検査・質問を実施する場所に限定していると解すべきである。

(2) 「関係者」の範囲は、社会的通念に従い個別の事情に即して決定されるものであるが、具体的には、所有者、管理者若しくは占有者、つまり船主、船長、漁労長等の責任者又はその代理人、漁船員その他の従業者等をいう。

2 停船命令

漁業監督官又は漁業監督吏員が、法第6条の2第1項に基づく検査・質問等を実施するに当たり、航行中の船舶に停船を命じることについては、法に明文の規定はないが、船舶を停船させなければ、その目的を達成することは事実上困難であることから、当然に手段として認められているものであると解される。実際の停船命令を行う際の方法については、次のとおりである。

(1) 漁業監督官が行う場合にあつては、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する信号その他の適切な手段により行うこととしている（規則第5条）。

なお、これは漁業監督官が漁業法第128条第3項の規定に基づく検査・質問を実施するために行う停船命令の方法と同様である（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第103条）。

(2) 漁業監督吏員が行う場合にあつても、漁業監督官と同様の方法により行うことが望ましい。漁業監督吏員の身分上及び職務上の監督権は都道府県知事が有している（漁業法第128条第1項）ことから、規則第5条においては漁業監督官についてのみ規定している。

3 罰則

- (1) 停船命令に違反した場合、法第6条の2第1項の違反として、法第9条の3の罰則が適用される。
- (2) 法第6条の2第1項に基づく検査等を忌避した船舶については、法第9条の2に基づく没収の対象とはならない